

# 府証紙の廃止に伴うお知らせ

2022年10月1日  
京都府庁生協

## 1 京都府収入証紙の廃止と府庁生協証紙等販売所の閉店

2022年(令和4年)9月末で京都府収入証紙が廃止となりました。

➡ 府収入証紙の廃止についての説明は、4ページをご覧ください。

そのため、府庁生協の証紙等販売所は、2022年(令和4年)9月末で閉店となりました。

長らくのご利用、本当にありがとうございました。

## 2 京都府収入証紙に代わる府手数料納付用券売機を購買店舗内に設置

京都府収入証紙に代わる府手数料の納付については、納付用券売機を購買店舗内に設置しましたので、これをご利用ください。(ご利用時間は、9時～18時です。)

➡ 納付用券売機については、2ページをご覧ください。

## 3 証紙等販売所で取り扱っていた京都府収入証紙以外の商品について


府証紙以外の収入印紙・切手等は、購買店舗で引き続き販売します。なお、申請書やチケットの販売は停止となります。

➡ 購買店舗での取り扱いについては、3ページをご覧ください。

# 2022年10月3日から購買店舗に設置しています 9:00~18:00

## 京都府手数料等 納付用券売機

京都府への各種申請に必要な手数料  
はこちらでお支払いください。



※警察署や運転免許試験所が申請先となる手数料はお支払いいただけません。  
(隣接の警察本部が申請先となる手数料はお支払い可能です。)



## 券売機の使い方

- 券売機で手数料金額をタッチしてください。  
例えば、2,3,080円の場合... **20000** **3000** **80** をタッチ

万円	千円	百円	十円	
90000	9000	900	90	合計 23,080 円
80000	8000	800	80	
70000	7000	700	70	取消
60000	6000	600	60	
50000	5000	500	50	発券
40000	4000	400	40	
30000	3000	300	30	
20000	2000	200	20	
10000	1000	100	10	

- 「発券」をタッチしてください。 **発券**
- ご希望の支払方法をタッチし、会計を行ってください。  
支払方法は、現金、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済からお選びいただけます。
- 納付済証とレシートが発券されます。  
納付済証を申請書に貼って、申請先窓口にご提出ください。

22.10.3  
納付済証 京都府手数料等  
1,000円手数料等 1枚  
500円手数料等 1枚  
合計 2枚 1,500円  
京都府

申請先に提出してください。

領収書  
2022年10月3日  
1,000円手数料等 @1,000×1枚  
500円手数料等 @500×1枚  
合計 2枚 1,500円  
上記金額を領収いたしました。  
京都府  
京都市上京区  
下立先通新町西入敷ノ内町

納付者様で  
保管してく  
ださい。

購買店舗 入って  
すぐ左に設置

ご利用時間  
9:00~18:00

# 証紙・印紙・切手等販売所閉店に伴うお知らせ

府庁生協

府証紙の廃止に伴い 2022 年 9 月末で証紙・印紙・切手等販売所を閉店いたしました。2022 年 10 月より下記の【引続き取扱商品】については購買店舗で販売します。ただし、従来と同じ取扱いができない商品(切手・その他)や営業時間の違いがありますので、ご了承をお願いします。

## 【引続き取扱商品】

(↓従来と同じ取扱いができない内容)

- ・ 収入印紙
- ・ 切手 (詳細下記)
- ・ はがき
- ・ 往復はがき
- ・ レターパック 2 種
- ・ 現金書留封筒

電話でのお申込みはできません。  
公費利用は申込書を FAX ( 075-432-5060 ) でお送りください。  
申込書は次ページ (生協ホームページにもあります)  
在庫の都合上、余裕をもって (できるだけ 3 日前までに) お申し込みください。

## 【取扱停止商品】

- ・ 京都府収入証紙 → 証紙に代わる府手数料納付用券売機を購買店舗内に設置します。
- ・ 記念切手など通常以外の切手
- ・ 上記取扱商品以外の特別な注文
- ・ 全ての申請書
- ・ 前進座・南座のチケット斡旋

## 【手数料納付用券売機】

- ・ 京都府収入証紙に代わる手数料納付用券売機を設置 (購買入口を入ってすぐ左) します。  
(納付用券売機のみ 9 : 00 ~ 18 : 00 でご利用いただけます。)

## 【切手の取扱いについて】

- ◇ 通常の切手のみとし、記念切手は取り扱いません。
- ◇ 公費 (売掛伝票) 利用の取扱い
  - ・ 種類ごとに 50 枚 (1/2 シート) 単位での販売とさせていただきます。  
(例) 50 枚・100 枚・150 枚・ . . . . . 1000 枚 . . . . .
  - ・ 事前にお申込みが必要となります。(当日お渡しはできません)
  - ・ 申込書 (次ページ又は生協ホームページ) を記入の上、余裕を持って (できるだけ 3 日前までに) 直接お持ちいただくか、FAX (075-432-5060) にてお送りください。(電話での受付はいたしません)
- ◇ ばら売り (50 枚未満の販売) は、現金のみの取り扱いとさせていただきます。

※商品の郵送は行いませんのでご了承ください。

## 【営業時間について】

- ・ 購買店舗で取り扱うため、営業時間は 10 : 00 ~ 18 : 00 となります。



令和4年9月末日で



# 収入証紙を 廃止します

京都府収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。  
身近なところでは、運転免許の更新や高校等の入学願書、パスポートの申請などに使われています。

※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください(収入印紙は継続)。

## 令和4年10月からは、いろいろな方法で納付できます！

納付書入手して、  
コンビニ・金融機関で納付

納付書

コンビニ or 金融機関

webで事前登録して、  
コンビニで納付

entry!

コンビニ

オンラインで納付

anytime / anywhere

CREDIT

CARD

キャッシュレス決済も可能に！  
申請窓口で直接納付

OK!

現金 電子マネー

CARD クレジットカード スマホ決済

※納付方法は申請手続の種別により異なります。詳しくは各手続のホームページなどをご確認ください。

証紙の販売は  
令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は  
令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付(払戻)は  
令和9年9月末日まで

還付(払戻)方法などは  
順次京都府ホームページで  
ご案内します



お問い合わせ

京都府会計課 ☎ 075-414-5415

✉ kaikai@pref.kyoto.lg.jp